

# 再生計画策定完了案件 311社（今回公表分 77社）の特徴

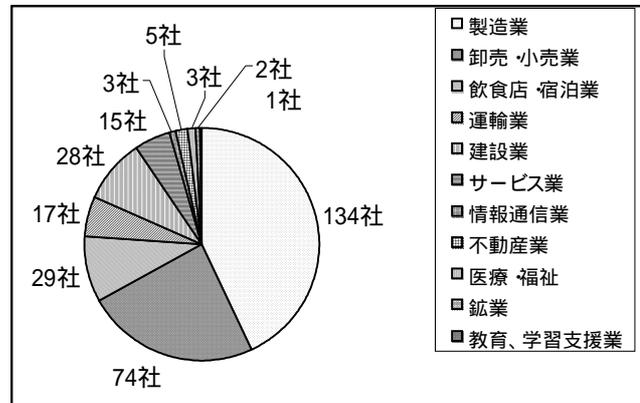
（平成16年11月30日現在）

## 1. 企業特性

### （1）業種

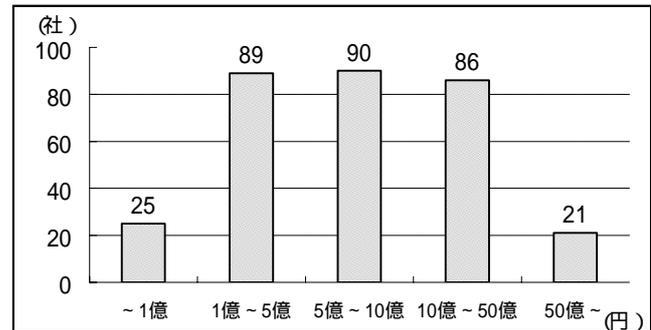
・製造業が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店・宿泊業。この3業種で全体の約8割を占めるが、多様な分布。

業種	企業数	今回公表分
製造業	134社	31社
卸売・小売業	74社	22社
飲食店・宿泊業	29社	2社
運輸業	17社	1社
建設業	28社	12社
サービス業	15社	5社
情報通信業	3社	1社
不動産業	5社	1社
医療・福祉	3社	1社
鉱業	2社	1社
教育、学習支援業	1社	0社
合計	311社	77社



### （2）売上高

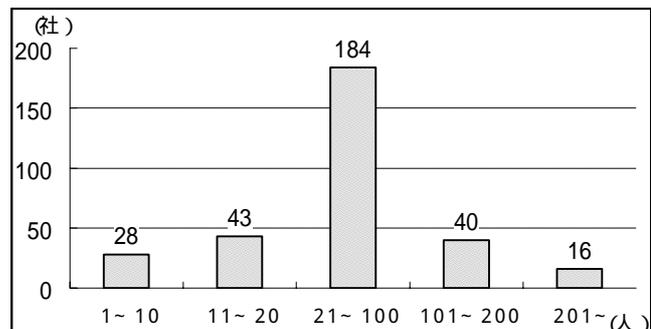
売上高	企業数	今回公表分
1億円以下	25社	5社
1億円超～5億円以下	89社	23社
5億円超～10億円以下	90社	23社
10億円超～50億円以下	86社	20社
50億円超	21社	6社
合計	311社	77社



### （3）従業員数

・従業員2名の零細企業から1,770名の中堅企業まで広がりがあるが、全体の約8割は、従業員21名以上の比較的規模が大きい中小企業。

従業員数	企業数	今回公表分
1～10名	28社	6社
11～20名	43社	7社
21～100名	184社	52社
101～200名	40社	8社
201名以上	16社	4社
合計	311社	77社

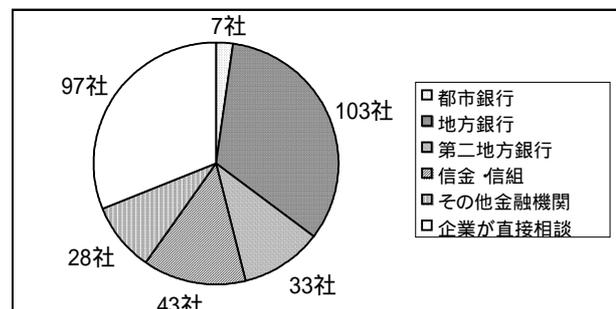


## 2. 金融機関との関係

### (1) 金融機関持込

- 金融機関からの持込案件は全体の約3分の2を占め、増加傾向であり、協議会が複数金融機関や経営者との調整機能や事業再生における具体策の提案機能が高い評価を受けている。

		企業数		今回公表分
金融機関持込	都市銀行	7社	214社	1社
	地方銀行	103社		27社
	第二地方銀行	33社		13社
	信金・信組	43社		10社
	その他金融機関	28社		4社
企業が直接相談		97社		22社
合計		311社		77社

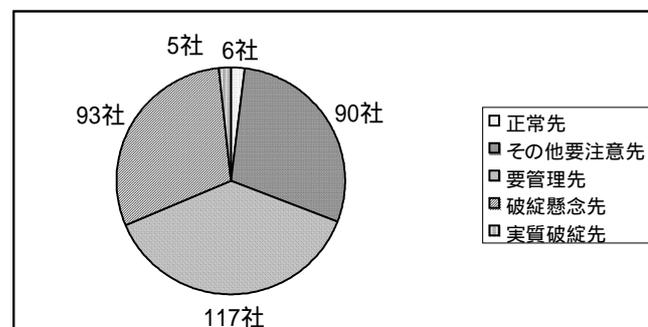


### (2) 債務者区分

- 要管理先以下が全体の約7割を占めており、いわゆる不良債権として位置付けられている企業の再生が主体となっている。

債務者区分	企業数	今回公表分
正常先	6社	1社
その他要注意先	90社	22社
要管理先	117社	27社
破綻懸念先	93社	27社
実質破綻先	5社	0社
合計	311社	77社

(注) 協議会の推定。



## 3. 再生計画の概要

### (1) 事業面での再生

収益性の高い分野へのシフトや製造原価、販売管理費の低減により、キャッシュフローを増加。

取組例	企業数	今回公表分
製品別・取引先別等管理会計の手法導入による選択と集中	148社	45社

企業単独での再生が困難な場合に、多様な手法を活用し、事業を存続。

取組例	企業数	今回公表分
採算部門の営業譲渡による事業存続	14社	4社
他社への株式譲渡	4社	2社
関係会社を最適形態へ合併・分割	16社	5社
従業員主体のEBO (Employee Buy Out) による営業譲渡	1社	0社

なお、経費削減にあたっては、雇用確保に最大限配慮。

- 雇用確保効果：22,331人
- 全ての雇用を維持：246社（うち新規雇用：23社） 人員削減：65社

(2) 財務面での再生

バランスシート改善のための対応の多様化

取組例	企業数	今回公表分
債務免除の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引金融機関が再生を図る企業に対し直接債務免除を実施 (3社)</li> <li>・地域金融機関や政府系金融機関からの新規融資を活用して、RCCや債権回収会社に一括返済する際に、RCC等が一部債務免除を実施 (20社)</li> <li>・存続させる採算部門を新会社等に営業譲渡した上で、残った企業を清算することにより、取引金融機関が実質的に債務免除を実施 (7社)</li> <li>・中小企業再生ファンドが金融機関やRCCから債権を買い取った上で一部債務免除を実施 (9社)</li> </ul>	39社	12社
金融機関による借入金の資本的劣後ローンへの転換(DDS)により実質的に自己資本が増加	15社	8社
借入金の株式化(DES)による債務圧縮及び資本増強 <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員借入の株式化 (25社)</li> <li>・地域金融機関等による債務の株式化 (2社)</li> <li>・中小企業再生ファンドによる債務の株式化 (2社)</li> <li>・関係会社による債務の株式化 (1社)</li> </ul>	30社	7社
遊休資産の売却や経営者の私財提供等による負債の圧縮	142社	42社

資金繰り改善のための対応

取組例	企業数	今回公表分
既存借入金のリスケジュール	173社	51社
新規融資	217社	55社
中小企業再生ファンドが株式や社債の引受により資金投入	10社	2社

(3) 政策支援措置が有効に機能

取組例	企業数	今回公表分
中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫による企業再建資金などの新規融資が民間金融機関からの支援の呼び水となっているほか、民間金融機関単独では融資が困難な場合の補完機能を果たしている	103社	23社
信用保証協会の資金繰り円滑化借換保証制度の活用	32社	10社

## 協議会への相談企業（5,306企業）に対する対応状況

（平成16年11月30日現在）

- ・約1割（647社）の企業が、再生計画策定支援の対象となった。このうち再生計画策定完了企業は311社。
- ・約2割の企業は、現在相談継続中。
- ・約半分の企業は、経営改善や資金繰りの改善についてのアドバイスを受ける、或いは適切な関係機関への紹介を受ける、更には、協議会が金融機関との調整を行い新規運転資金が確保される等により、相談段階で当該企業の課題が解決。
- ・約1割の企業は、企業再生の可能性がきわめて低く協議会の対応が困難なため地元弁護士会への紹介等を行っている。

対応状況	企業数	比率
再生計画策定を支援	647	12%
相談継続中	907	17%
アドバイス、関係機関への紹介、金融機関との調整により解決	2,367	45%
再生の可能性がきわめて低く協議会の対応が困難	410	8%
その他	975	18%
計	5,306	100%

